第６章　緑化重点地区及び緑化地域

１　緑化重点地区の指定

「緑化重点地区」は，「緑の基本計画」の中で定めることが位置付けられており，緑豊かなまちづくりを推進するため，民有地緑化に対する助成のほか，公園緑地や街路樹の整備等を集中的に行う地区として，本市では平成 18 年 4 月に指定しました。

「緑化重点地区」の区域については，法律や条例により緑化の義務が課せられている「風致地区」及び「歴史的風土特別保存地区」を除く市街化区域としていますが，近年地球温暖化対策やヒートアイランド対策が喫緊の解決すべき課題であり，また，風致地区内においても宅地開発が進んでいる中，これらの地区を含めた緑地の保全や緑化の推進がますます重要となってきています。

このような状況を踏まえて，「緑化重点地区」の区域を市街化区域全体（約 13,000ha から約 15,000ha）に拡大し，「風致地区」等においても環境保全機能や防災機能を持つ公園緑地や街路樹を中心とした公共公益施設の整備を率先的に行い，併せて市域全体の緑被率の向上を図ります。

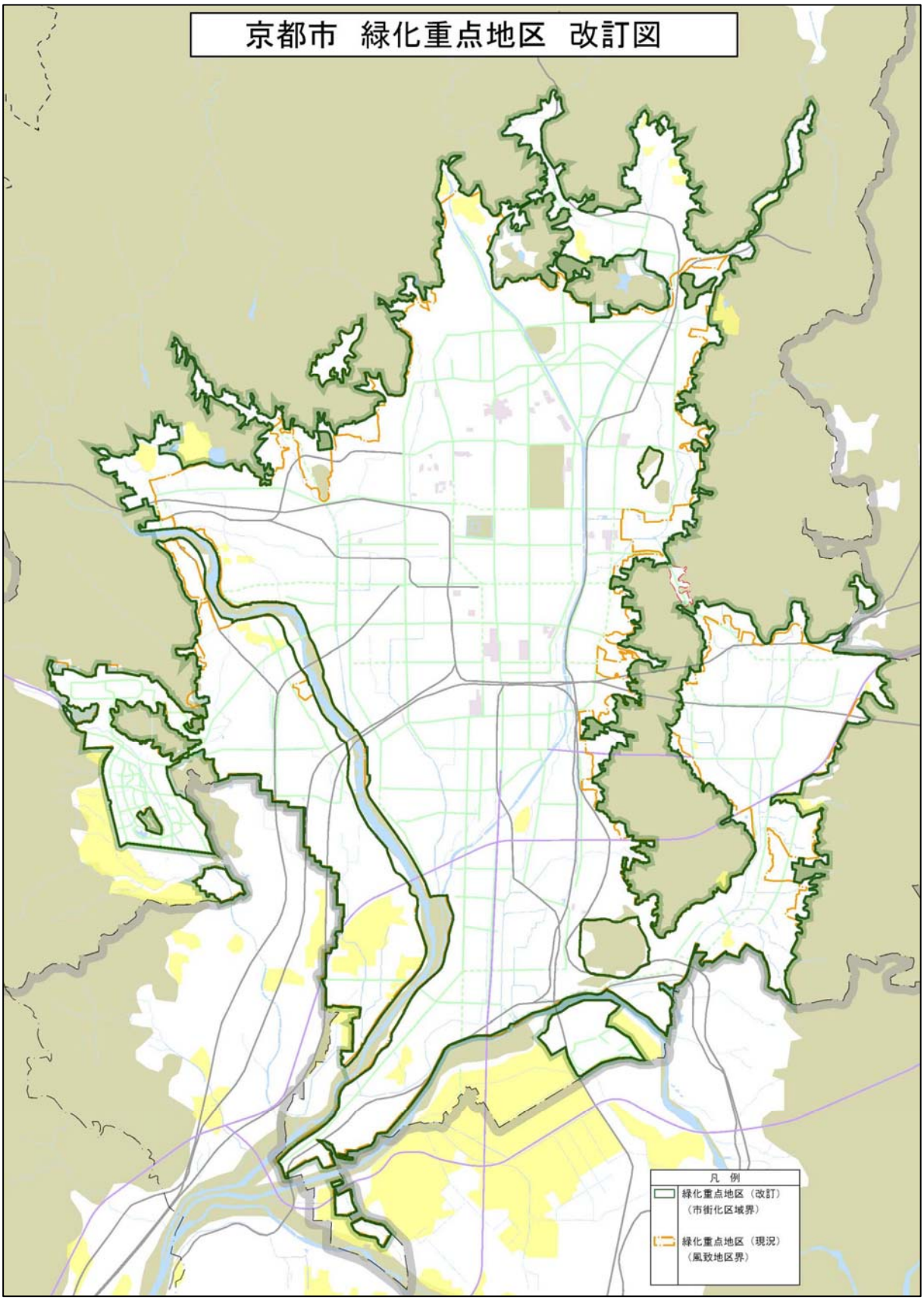
京都市　緑化重点地区　改訂図
凡　例
緑化重点地区（改訂）
（市街化区域界）
緑化重点地区（現況）
（風致地区界）

２　緑化地域の指定の検討

中心市街地等においては，公園の整備等の公共公益施設の整備による緑の確保だけでは限りがあり，これらの地域においては，大半を占める民有地の緑化を積極的に推進するため，本計画では「緑化地域制度」を導入することを検討します。

「緑化地域制度」とは，都市緑地法及び都市計画法等に基づき，一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に，一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

今後，京都市では現行の緑化助成制度（屋上緑化，壁面緑化及び駐車場緑化等）を充実させるとともに，緑化地域の具体的な指定候補地の検討に取り組み，市民にも一定の負担をお願いしながら，大切な緑を市民とともに確実に増やしていきます。

【期待される効果】

・ヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。
・雨水の保水能力を高めることにより，雨水流出の抑制に役立ちます。

＜緑化地域の制度概要（都市緑地法より）＞

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し，建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

【義務付けの対象】

・敷地面積が原則 1,000 ㎡以上の建築物の新築又は増築
・特に必要がある場合，各自治体の条例で敷地面積の対象規模を 300 ㎡まで引き下げることができるとされています。

【義務付けられる緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）】

都市緑地法で定める規定を踏まえ，建ぺい率を勘案して，求める緑化の最低基準を設定します。また，緑化面積の算定には，樹木や芝生，壁面緑化等が対象となります。なお，都市緑地法では 25%を超えて定めることはできません。

【参考】※京都府地球温暖化対策条例に基づく**「建築物等の緑化促進制度」**について

本市では，京都府地球温暖化対策条例に基づき，平成 19 年 4 月 1 日から「建築物等の緑化促進制度」を実施しています。

＜制度の概要＞

敷地面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築・改築を行う際に，一定面積以上の緑化を義務付ける。

対象地域　　：緑化重点地区内（風致地区，歴史的風土特別保存地区を除く市街化区域内）

緑化必要面積：地上部，屋上部それぞれについて算出した数値の合計面積以上

＜地上部＞ ①（敷地面積－建築面積）×15%

②｛敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8)｝×15%

①，②のいずれか小さい数値を採用。

＜屋上部＞（屋上面積－建築物の管理に必要な面積（※））×20%）

※空調施設や屋上駐車場など

今後，緑化地域制度を導入する場合，その対象地域は，建築物等の緑化促進制度の対象地域から除外され，以下の設定をすることを検討します。

①1,000 ㎡未満の建築物の新築や増築も対象とする。

②建築物等の緑化促進制度の緑化基準を上回る基準を設定する。

第７章　施策の推進

本計画の目標年次は，平成 37 年と長期（平成 22 年～平成 37 年）にわたることから，中期的な展望に立って，**「京（みやこ）のみどり推進プラン（仮称）」**を作成する予定です。

これは，本計画に掲げる施策を，メリハリを持って確実に推進するためのものです。

具体的には，以下に示します①～⑤の観点で取組を進めていく予定です。

なお，推進プランは，今後５年毎に見直す予定です。

① 推進プランの計画期間で行う取組の絞込み
② 施策毎の目標の設定（新たな指標（緑視率等）の設定を検討）
③ 市民，事業者，行政の役割分担の明確化
④ 進捗状況の把握
⑤ ホームページ等で進捗状況を定期的に公表（年度毎）

― 参考資料 ―

１　「京都市緑の基本計画」（前計画）における施策の実績 ……７７
２　緑地の分類 ……８１
３　都市の緑に関する施策の体系……８２
４　都市公園の種類 ……８３
５　用語集 ……８４

1　「京都市緑の基本計画」（前計画）における施策の実績

基本方針１「緑の保全と活用」－歴史，文化，環境を守る－

基本方針	基本施策		施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績（事業名等）	新たな計画での方向性	方向性の内容
1 緑の保全と活用	(1) 市街地を囲む周辺の山々の緑の保全と活用		1	地域制緑地の良好な管理保全の実施を強化する。	推進中	各種法令に基づく行為規制，古都保存法・都市緑地法に基づく民有地の買い入れ	○	
			2	地域制緑地内に遊歩道を設置するなど，市民の利活用を通じて保全を図ることを推進する。	推進中	買い入れた土地における枯損木の伐採，除草等の維持管理作業	○	
			3	地域制緑地内の買収区域で公園的整備を行い，市民が気軽に緑に親しめるように努める。	推進中	買い入れた土地の公園的整備の実施	○	
			4	健全で有用な森林を育成するとともに，森林所有者などと連携し都市近郊林として，機能の増進を図る。	推進中	「森林病害虫等防除法」に基づく松くい虫防除等	○	
			5	多様な里山の緑を地域特性に応じ，保全・再生することを推進する。	推進中	絆の里山整備事業	○	
			6	周辺の山々を守るボランティア（里山ボランティア）の育成事業を創設し，守り活用する運動を展開する。	推進中	京都伝統文化の森推進協議会の設立	○	
	(2) 市街地の緑の保全と活用	ア 農地の保全と活用	7	市民農園や分区園としての整備を含めて，生産緑地地区制度の活用を推進する。	推進中	生産緑地地区制度の活用による農地の保全	○	
		イ 社寺境内地等の緑の保全	8	保存樹木・保存樹林の指定を推進する。	完了・継続	保存樹の指定	◎	指定した保存樹について，景観法に基づく景観重要樹木としての指定を検討
			9	社寺境内の樹木などは文化財環境保全地区などの指定を行い積極的に保全を図る。	推進中	文化財環境保全地区の指定，保勝会への植樹・樹木に係る助成	△	景観等の空間的な視点を合わせた指定の検討
		ウ 緑の文化の継承	10	民間に残る価値ある庭園を史跡や名勝として指定を進める。	推進中	史跡・名勝の指定	○	
			11	国際伝統庭園研究センターを設立する。	着手前		△	「京都創生策Ⅱ」に基づき，ナショナルセンターとしての伝統庭園研究センターの設立を検討
			12	優れた自然を天然記念物として指定を進める。	推進中	天然記念物の指定	○	
			13	花き振興のため市民フェアなどの啓発活動を幅広く展開する。	推進中	花と緑の市民フェア，梅小路公園グリーンフェア開催	○	

施策の方向性	記 号
施策は完了したが，新たな方向性で施策を推進	◎
施策を現状の内容で推進	○
施策の内容を変更して推進	△
廃止（施策需要が今後見込めないもの）	×

基本方針２「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史，文化，環境を守る－

基本方針	基本施策		施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績（事業名等）	新たな計画での方向性	方向性の内容
２　新しい緑の創出〈緑のネットワークの形成〉	(1)公園等の整備	ア 身近な公園等のきめ細かな整備	14	街区公園など身近な公園の整備を促進する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			15	安心なまちづくりに資する公園などを整備する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			16	学校跡地を活用する中で，公園やオープンスペースの確保を図る。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			17	公開緑地，市民緑地などの借地型の公園などを整備する。	着手前		○	
			18	ワークショップ方式などによる市民参加型の公園づくりを推進する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
		イ 未整備公園の整備推進	19	未整備公園を重点的に整備する。	推進中	街区公園等の整備の推進	△	都市計画公園の見直し・廃止を含めた公園計画の再検討
		ウ 公園の再整備及び維持管理	20	少子高齢社会や住民ニーズの多様化に対応した公園を再整備する。	推進中	公園の再整備の継続	○	
			21	住民の参加により，地区のシンボルとなる公園を再整備する。	推進中	公園の再整備の継続	○	
			22	公園の維持管理の充実を図る。	推進中	公園の維持管理	○	
		エ 特色ある公園等の整備	23	健康をはぐくむスポーツ拠点となる公園を整備する。	推進中	西京極総合運動公園や伏見桃山城公園等の整備	○	
			24	生態系に配慮し，子どもの遊びや自然環境とのふれあいの公園を整備する。	推進中	宝が池公園「新・子供の楽園」の整備	○	
			25	自然環境を生かし地域振興に寄与する公園を整備する。	推進中	大原野森林公園，吉田山緑地の整備	○	
			26	都市緑化植物園を設置する。	着手前		×	京都府立植物園等がその機能を有していることから，凍結

基本方針２「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史，文化，環境を守る－

基本方針	基本施策		施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績（事業名等）	新たな計画での方向性	方向性の内容
２　新しい緑の創出（緑のネットワークの形成）	(2)公共公益施設の緑化	ア　道路の緑の整備	27	緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
			28	交通の安全に配慮した人と人とがふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	推進中	コミュニティ道路の整備に伴う植栽	○	
			29	新しく設置する道路に積極的に植栽する。	推進中	都市計画道路の整備に伴う植栽	○	
			30	地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	推進中	駅前広場や街路樹の植栽	○	
			31	交差点や橋のたもとなどに，市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	推進中	ポケット広場の植栽	○	
			32	季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
			33	街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		イ　水辺の緑の整備	34	散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	推進中	堀川水辺環境整備	○	
			35	水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し，自然復元を行うとともに，水とふれあい，生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	推進中	河川事業に伴う多自然川づくりの実施	○	
			36	多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	推進中	桂川緑地の整備	○	
		ウ　その他の公共公益施設	37	公共公益施設の敷地を30%以上緑化する。	推進中	クリーンセンター，市営住宅，下水道処理場等の緑化。 公共公益施設の屋上緑化。	△	・敷地当たりの緑化率の精査 ・緑化基準の作成等による取組強化の検討
			38	様々な学校緑化を展開をする。	推進中	花と緑のグリーンベルト，緑のカーテン，校舎の屋上・壁面緑化，校庭芝生化，学校ビオトープの実施	○	

基本方針３「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績（事業名等）	新たな計画での方向性	方向性の内容
３　市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進	(1)工場，民有地緑化等の推進	39	工場，商店街，住宅地において，積極的な緑化を推進する。	推進中	各種法令に基づく指導	○	
	(2)緑化推進啓発活動の展開	40	緑地協定，緑化推進協定の締結を推進する。	着手前		○	
		41	普及啓発パンフレットやガイドブック,緑化マニュアルを発行する。	推進中	緑化啓発グッズの作成・配布。広報誌「京のみどり」の発行。	○	
		42	区の花と木を制定する。	推進中	区民の誇りの木の選定	○	
		43	公園などに市民の手による花壇の設置を推進する。	推進中	住区基幹公園，ちびっこひろば，道路の中央分離帯・植樹帯・側樹帯における市民花壇の設置	○	
		44	大人も子どもも参加できる自然環境や緑に関する研修会や，市民講座を開設する。	推進中	区民ふれあい事業。梅小路公園グリーンフェア。都市緑化に関する普及啓発	○	
		45	姉妹都市間で緑の技術や文化の交流を図る。	推進中	全国都市緑化フェアへの出展	△	姉妹都市に関わらず，京都の緑の技術・文化の内外への積極的な発信の検討
	(3)緑化助成，顕彰制度	46	住宅地や駐車場における生け垣などの緑化に係る助成制度を創設する。	完了・継続	京のまちなか緑化助成事業の実施	◎	様々な緑化手法に対応した助成制度の拡充の検討
		47	緑化功労者やまちかど緑化コンクール入賞者などへの表彰制度を創設する。	完了・継続	京都市都市緑化推進功労者の表彰。京都まちとみどり写真コンクールの実施	◎	上位表彰制度への推薦等を行う仕組みづくりの検討
	(4)緑のまちづくりを進める組織体制の整備	48	官民一体の緑化推進に係る協議会を設立する。	完了・継続	京都市都市緑化推進協議会の開催	◎	より充実した会議の運営
		49	（財）京都市景観・まちづくりセンターと連携した都市緑化を推進する。	着手前		○	
		50	都市緑化基金を大幅に拡充する。	着手前		○	
	(5)人材の育成	51	森の緑のボランティアリーダーを育成する。	着手前		○	
		52	まちの緑のボランティアリーダーを育成する。	推進中	草花管理講習会の開催	○	

2　緑地の分類

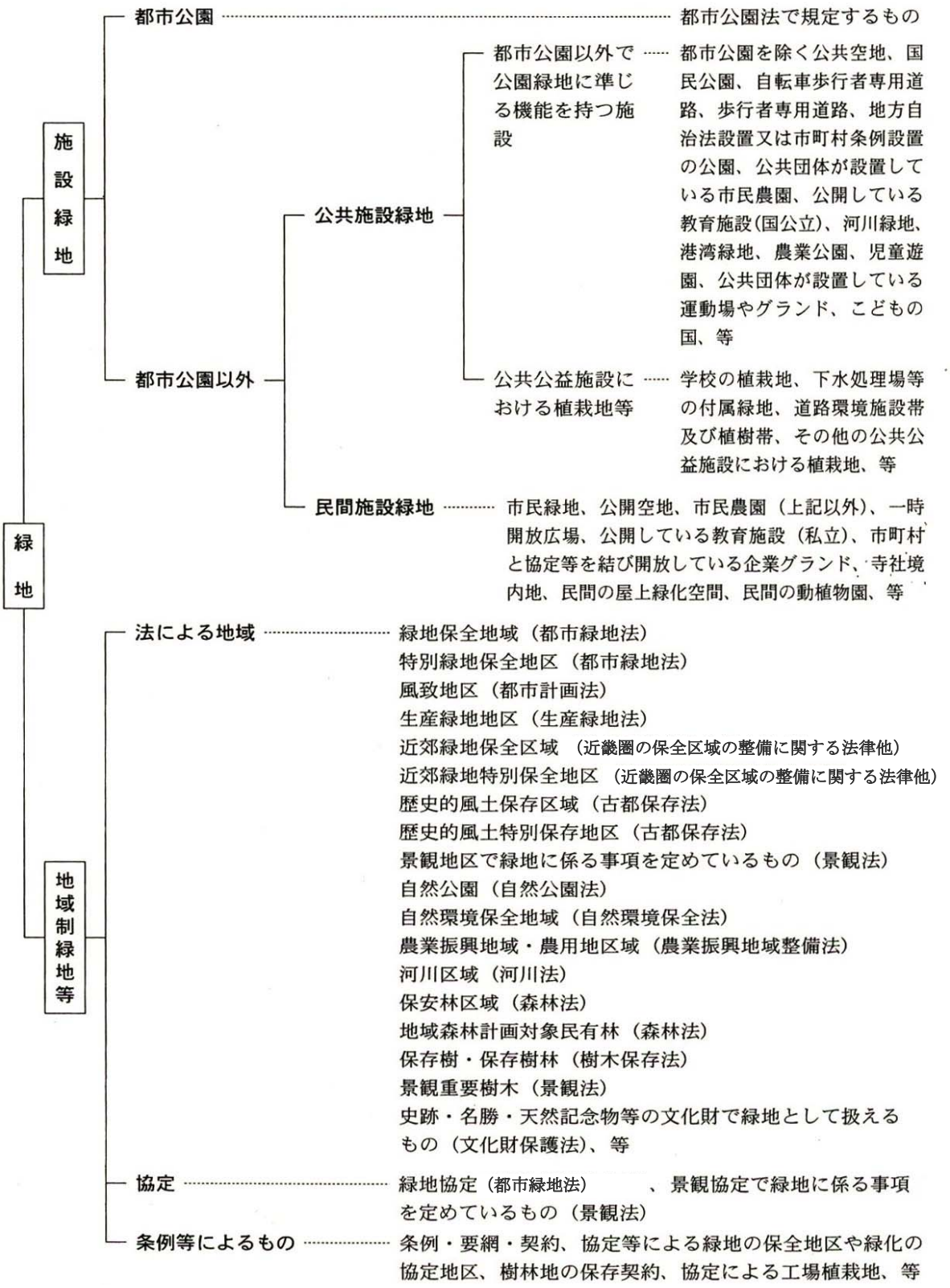

国土交通省　都市・地域整備局　都市計画課・公園緑地課監修：

「新編緑の基本計画ハンドブック（平成 19 年)」より

3　都市の緑に関する施策の体系

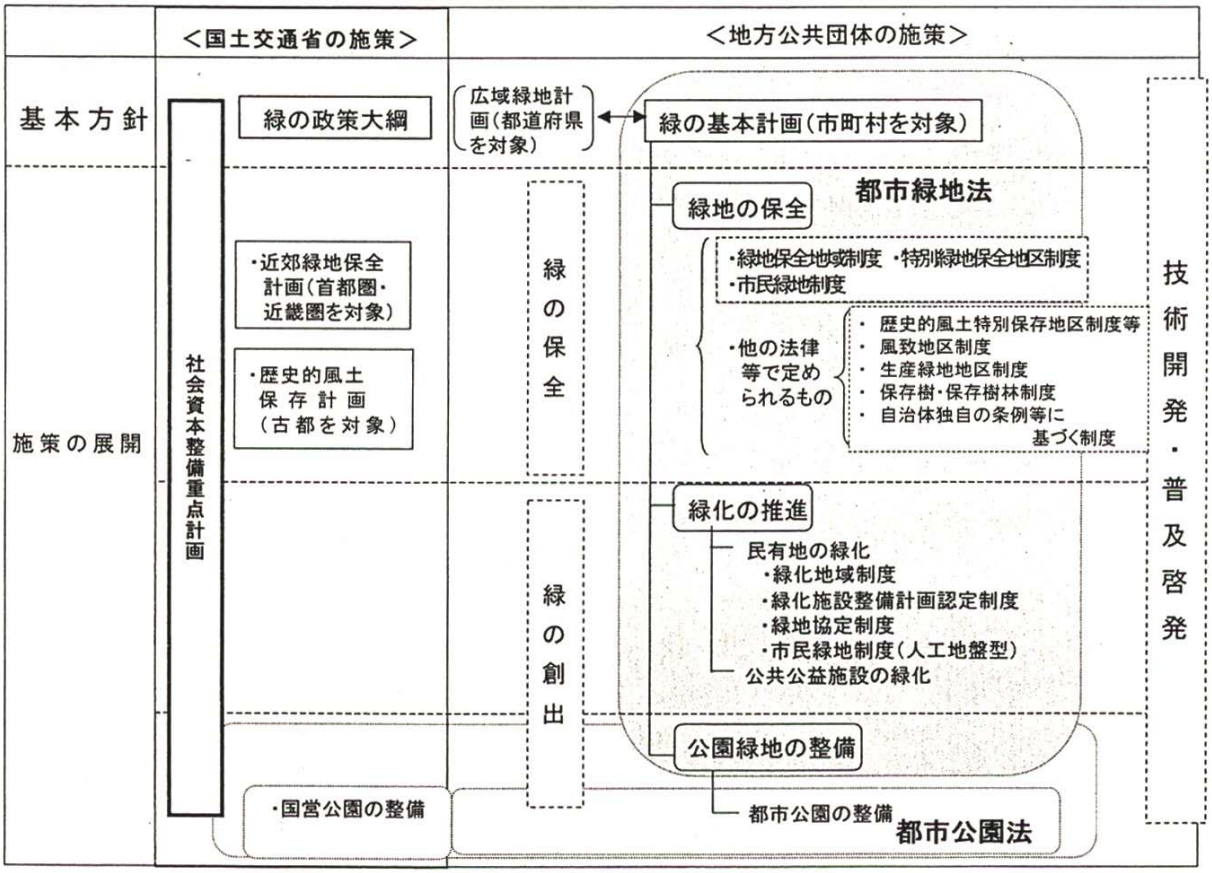

国土交通省　都市・地域整備局　公園緑地・景観課監修：

「平成 21 年度　公園緑地・景観・歴史環境関係予算概要」より

4　都市公園の種類

種　　類	種　　別	内　　容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は，面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを的とする公園で，地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし，総合的な都市計画に基づき，自然環境の良好な地域を主体に，大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり，大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に，全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては，1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては，その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地	特殊公園	風致公園，墓園等の特殊な公園で，その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染，騒音，振動，悪臭等の公害防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で，公害，災害発生源地域と住居地域，商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害，災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善，都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり，1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し，既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保，都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として，公園，学校，ショッピングセンター，駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

国土交通省　都市・地域整備局　公園緑地・景観課監修：「平成21年度　公園緑地マニュアル」より

5　用語集（50 音順）

1）	**オープンガーデン** 個人の庭などを一定期間，一般に公開する活動
2）	**オープンスペース** 公園・広場，河川・湖沼，山林，農地等の，建築物によって覆われていない土地の総称。都市内では，建築物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で，一般市民が自由に通行又は利用できる場所をいう。
3）	**温室効果ガス** 地表で発生した熱が地球外に排出されることを抑制するガスのことであり，このガスの増加が地球温暖化の原因となっている。京都議定書で削減を義務付けているものとして，二酸化炭素（CO_2），メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン，パーフルオロカーボン，六ふっ化硫黄がある。
4）	**風の道** 都市気象の緩和を目的として設けられる，自然の風を活用するための風の通り道。建築物の用途指定，都市公園の整備等により，都市部の風を適当な温度と強さに保とうとするもの。
5）	**環境モデル都市** 世界の先例となる低炭素社会への転換を進め，国際社会を先導していくという第 169 回国会における福田康夫内閣総理大臣施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）を受けて，「都市と暮らしの発展プラン」（平成 20 年 1 月 29 日地域活性化統合本部会合了承）に位置付けられた取組の具体化の一環として，温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け，高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市
6）	**京都議定書** 平成 9 年 12 月の気候変更枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において定められた，温室効果ガスの削減を定めた議定書。平成 17 年 2 月に発効した。
7）	**近郊緑地特別保全地区** 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき，近郊緑地保全区域内の緑地のうち，無秩序な市街地化のおそれが特に大である地区又は住民の健全な心身の保持・増進等の効果が特に著しい地区を保全するため，都市計画に定める地区
8）	**景観重要樹木** 景観法に基づき指定するもので，景観計画（京都市景観計画）の区域内において，良好な景観の形成に重要な樹木で，地域の自然，歴史，文化等からみて，樹木の姿が景観上の特徴を有しているものを，「景観重要樹木」として指定することができる。
9）	**建ぺい率** 建築物の外壁，又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（建築面積）の，敷地面積に対する割合のこと。 （建ぺい率）＝（建築面積）÷（敷地面積）×100

10)	**広域避難場所** 大規模な地震発生時に周辺地区から避難者を収容し，地震に伴う大火災等の二次災害の危険から避難者の生命の安全を確保するための場所
11)	**公共空地** オープンスペースのうち，特に公共性の高いものをいう。
12)	**コミュニティ道路** 車道の一部を狭くしたり蛇行させたり，場所によっては車道面を盛り上げた「ハンプ」というものを設置して，心理的，物理的に自動車のスピードを落とさせるなど，歩行者や自転車の安全を守る目的で整備する道路
13)	**コンテナ緑化** 植木鉢とは別の形（立方体や直方体）をした植物栽培用の容器を用いて，花や樹木を栽培し，土のない場所などにおいて緑化すること。
14)	**自然風景保全地区** 京都市自然風景保全条例に基づき，本市の市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みの保全を図るうえで重要な区域として指定した地区
15)	**視点場** 神社，寺院，城，御所，その他の歴史的な建物又は公園，河川，橋りょう，道路その他の公共性の高い場所で，すぐれた眺望景観を享受することができる場所
16)	**市民農園** 遊休地を有効利用するとともに，市街地内に緑とオープンスペースを確保するため，土地所有者と市または農協等が協定し，野菜や花作りの場として市民に提供する家庭用農園
17)	**借景** 造園技法の一つで，庭園・公園などの外にある山や樹木，竹林などの自然物等を庭園・公園内の一部として背景に取り込むことで，前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。
18)	**水源涵養** 森林の土壌が，雨水を貯留し，河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに，河川の流量を安定させること。また，雨水が森林土壌を通過することにより，浄化されること。
19)	**生産緑地地区** 生産緑地法に基づき，農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として，緑地機能及び多目的保留地機能を有する 500 ㎡以上の市街化区域内農地を保全するため，市町村が都市計画に定める地域地区
20)	**生態系ネットワーク** 生物の生息地間をつなぐ，生物の移動に配慮した連続性のある緑地などの空間。エコロジカルネットワークなどとも言われる。

21)	**生物多様性** 地球上に存在する生物の，種内・種間の関係性においてそのバランスが保たれることによって育まれる，にぎわい豊かな状態
22)	**前栽** 庭前の花木・草花の植え込みのことで，庭園植栽一般を指したり，庭園そのものをいうこともある。
23)	**総合設計制度** 敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について，計画を総合的に判断して，敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に，市長の許可により，容積率制限や斜線制限を緩和する建築基準法の制度
24)	**地域制緑地** 公共施設として管理される都市公園等の施設緑地に対して，土地利用の法的なコントロールの中で確保される歴史的風土特別保存地区，緑地保全地域，特別緑地保全地区等のこと。
25)	**ちびっこひろば** 子どもたちの健全な育成と地域コミュニティの形成を図るため，市民自らが土地を確保して，維持管理を行う広場
26)	**坪庭** 周囲を建物に囲まれた中庭をいう。
27)	**伝統的建造物群保存地区** 文化財保護法に基づき，城下町，宿場町，門前町などの歴史的な集落・町並みの保存を図るために定める地域地区
28)	**特別緑地保全地区** 都市緑地法に基づき，都市における良好な自然的環境となる緑地において，建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区
29)	**都市型水害** 市街化が進んだ地域で発生する水害。市街地では，地面の大部分がアスファルトやコンクリートで被覆されているため，雨水が地下に浸透しにくくなっており，短時間に大量の雨水が河川や下水道に集まりやすいことや，広がる地下利用，ヒートアイランド現象によるものと考えられる局地的な豪雨の増加等により，浸水被害が生じる。
30)	**トラスト** 緑地や歴史的建造物等を守っていくために，広く市民や企業から寄付を募って，それらを買い取ったり，所有者からそれらの寄贈を受けること。
31)	**バイオマス** もともとは生物（bio）の量（mass）のこと。今日では再生可能な，生物由来のエネルギーや資源（化石燃料は除く）のことをいう場合が多い。

32)	**ヒートアイランド現象** 都市でのエネルギー廃熱や蓄積材としてのコンクリート等の影響などにより，都市内の気温が郊外と比較して高くなる現象
33)	**ヒートアイランド対策大綱** 平成 15 年の規制改革推進３ヵ年計画に基づき策定。大綱の中で「地表面被覆の改善」，「都市形態の改善」が掲げられている。 「地表面被覆の改善」…民間建築物の緑化，官庁施設等の緑化，公共空間の緑化，水の活用による対策の推進 「都市形態の改善」　…風の通り道を確保する観点からの，水と緑のネットワークの推進，環境負荷の少ない都市の構築（「環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画運用指針（平成 15 年 11 月）」）
34)	**風致地区** 都市の風致を維持するため，都市計画法に基づき，都市計画に定める地区
35)	**プレイパーク** 既成の遊具を置かず，子供たちが工夫をして，遊びを作り出すようにしている遊び場
36)	**ポケット広場** 都市環境を改善するために，道路の交差点等に設けられた小緑地帯のこと。
37)	**用途地域** 都市計画法で定める地域地区の一つで,良好な市街地環境の形成や住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として，建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さなどを規制・誘導するための制度。12 種類あり，京都市では市街化区域全体に定められている。
38)	**らくなん進都（高度集積地区）** 京都市が平成 5 年 3 月に新京都市基本計画で打ち出した「保全・再生・創造」のまちづくりのうち,「創造」のまちづくりを進めるため，新しい都市機能の集積を誘導する拠点として定めた地区。概ね北は十条通，南は宇治川，東は東高瀬川，西は国道 1 号線に囲まれた油小路通沿道を中心としている。
39)	**緑化重点地区** 緑化の推進を重点的に図るべき地区として，都市緑地法に基づき規定している緑の基本計画に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し，特に重点的に緑化を図るべき地区
40)	**緑地協定（都市緑地法に基づく）** 市街地の大部分を占める民有地を，市民の積極的な参加によって緑化し，緑豊かな生活環境を創造していく制度。対象となる区域の市民または公団，公社，民間デベロッパーと市との間で協定を結んで緑化を進める。
41)	**緑化地域** 都市計画法に規定する用途地域の一つで，これに指定されると，一定規模以上の敷地で新築又は増築を行う場合に，一定割合以上の緑化が義務付けられる。

42)	**歴史的風土特別保存地区** 古都保存法に基づき，古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域として指定された歴史的風土保存区域のうち，枢要な部分を構成している地域について，歴史的風土保存計画に基づき，都市計画に定める地域地区
43)	**ワークショップ** 多様な価値や考え方を受け入れ，参加者の立場や年齢の違いにかかわらず，誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法

京都市緑の基本計画

平成 22 年 3 月発行　京都市印刷物第 213182 号

発行：京都市建設局水と緑環境部緑政課

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話（075）222－3589

DO YOU
KYOTO?
環境にいいことしていますか？